Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和元年 11 月 25 日 大臣官房官庁営繕部

PFI 手法による「内閣府新庁舎(仮称)整備等事業」の 実施方針を公表します

国土交通省は、内閣府新庁舎(仮称)整備等事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第5条第1項の規定により、特定事業の実施に関する方針を定めましたので、同条第3項の規定により公表します。

1. 事業の概要

• 事 業 名 内閣府新庁舎(仮称)整備等事業

• 事業方式 B T O (Build-Transfer-Operate) 方式

・事業概要及び内容 別添資料のとおり

2. 実施方針の概要、今後のスケジュール(予定)

実施方針の詳細は、下記のホームページに公表しています。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk5_000003.html

実施方針に関する質問又は意見等の受付は、令和元年 11 月 26 日 (火) ~令和元年 12 月 11 日 (水) までとします。

くお問い合わせ先>

大臣官房官庁営繕部 計画課 民間資金等活用営繕事業対策官 櫻木 邦浩 (内線 23212)

整備課 特別整備室 企画専門官 笠井 文夫(内線 23614)

代表: 03-5253-8111 直通: 03-5253-8243 FAX: 03-5253-1544